

1. 件 名：原子力事業者防災業務計画における防災資機材の記載について

2. 日 時：令和5年11月15日 15:30～16:00

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁 緊急事案対策室

川崎調整官、反町専門職、澤村専門官、嶋崎専門官、酒井専門職、  
武長専門職、五十嵐係員

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力業務グループ 担当課長 他2名

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部（原子力防災担当） 課長 他3名

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 防災安全G グループマネージャー 他1名

中部電力株式会社

原子力部 防災・核物質防護グループ 課長 他2名

北陸電力株式会社

原子力部原子力防災チーム 統括（課長） 他2名

関西電力株式会社

原子力事業本部 安全・防災グループ マネージャー 他1名

中国電力株式会社

電源事業本部（原子力運営） 副長 他1名

四国電力株式会社

原子力本部 管理グループ グループリーダー 他2名

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力防災グループ 課長 他1名

日本原子力発電株式会社

発電管理室 警備・防災グループ グループマネージャー 他1名

電源開発株式会社

原子力技術部運営基盤室（防災技術基盤） 総括マネージャー他1名

原子力エネルギー協議会

副長

5. 要 旨

8月28日の面談で原子力規制庁より、原災法の維持管理の対象として記載すべきものは何か、許認可の取得状況や現在の施設の状態などに応じ

て整理するよう事業者に求めていたところ、日本原子力発電株式会社より資料1に基づき事業者間で検討した内容の説明があった。

原子力規制庁より、以下の点をコメントした。

- 表2の②に記載された防災資機材については、①の防災資機材の点検時等の予備機という位置づけのものであることから、所外に出す場合は①の故障時等のリスクを踏まえて適切に対応する必要がある。
- 北海道電力泊発電所での事例を踏まえ、原子力事業者防災業務計画に予備機の位置づけに関する注釈を付記し、解釈の相違を防いではどうか。

事業者から検討する旨の回答があった。また、具体的な記載方法については、直近で原子力事業者防災業務計画の変更が必要な事業者が検討することになった。

## 6. その他

配布資料：

資料 可搬型ポンプ等台数の事業者防災業務計画への記載方針（原子力エネルギー協議会）